

亀山市告示第38号

亀山市下水道用マンホール蓋の表面デザイン使用に関する要綱を次のように定める。

平成29年3月14日

亀山市長 櫻井 義之

亀山市下水道用マンホール蓋の表面デザイン使用に関する要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、亀山市下水道用マンホール蓋の表面デザイン(以下「デザイン」という。)を営利目的に使用する際の取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

(デザインの定義)

第2条 デザインは、別図のとおりとする。

(使用の承認申請)

第3条 デザインを営利目的で使用しようとする者(以下「申請者」という。)は、あらかじめ市長に亀山市下水道用マンホール蓋の表面デザイン使用承認申請書(様式第1号)に必要な書類を添付して市長に提出しなければならない。

(使用の承認)

第4条 市長は、前条の申請があったときは、その内容を審査し、デザインの使用を承認するものとする。

2 市長は、必要があるときは、前項の規定による承認に条件を付することができる。

3 第1項の規定にかかわらず、市長は、当該申請に係るデザインの使用が次のいずれかに該当すると認めるときは、その使用を承認しないものとする。

(1) 市の品位を傷つけ、又は信用を失墜されるおそれがあると認められるとき。

- (2) 自己の商標や意匠とする等独占的に使用し、又は使用するおそれがあると認められるとき。
- (3) 法令若しくは公序良俗に反し、又は反するおそれがあると認められるとき。
- (4) 特定の政治、思想若しくは宗教の活動に利用し、又は利用するおそれがあると認められるとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が不相当と認めたととき。

4 市長は、デザインの使用の承認に係る審査の結果について亀山市下水道用マンホール蓋の表面デザイン使用承認通知書（様式第2号）又は亀山市下水道用マンホール蓋の表面デザイン使用不承認通知書（様式第3号）により申請者に通知するものとする。

（承認内容の変更）

第5条 デザインの使用の承認を受けた者（以下「使用者」という。）は、前条第1項の規定による承認を受けた内容を変更しようとするときは、あらかじめ亀山市下水道用マンホール蓋の表面デザイン使用承認変更申請書（様式第4号）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 前条の規定は、前項の規定による申請について準用する。

（使用者の遵守事項等）

第6条 使用者は、デザインの使用に当たり次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) デザインの改変を行わないこと。
- (2) 承認を受けた用途以外にデザインを使用しないこと。

2 使用者は、デザインを使用して製作物を作成した場合には、速やかに、亀山市下水道用マンホール蓋の表面デザイン使用実績報告書（様式第5号）及び製作物の完成品を1部（1品）提出しなければならない。ただし、製作物の提出が困難であるときは、その形状、寸法等が分かる写真の提出をもって、製作物の提出に代えることができる。

（承認の取消し等）

第7条 市長は、使用者がこの告示及び使用承認条件に違反したとき、又は偽りその他不正な手段によりデザインの使用承認を受けたときは、その承認を取り消すことができる。

2 市長は、前項の規定により承認を取り消された者に対し、当該承認の取消しに係る製作物の回収を求めることができる。この場合において、その回収に係る費用は、当該承認を取り消された者が負担するものとする。

(第三者に対する承認)

第8条 市長は、使用者に係る製作物と同一又は類似の物品等について、使用者以外の者から亀山市下水道用マンホール蓋の表面デザイン使用承認申請書の提出があったときは、その承認をすることができる。この場合において、使用者は、市長に対して、その承認について何らの異議を述べることはできない。

(権利の設定の禁止等)

第9条 使用者は、意匠法(昭和34年法律第125号)による意匠登録、商標法(昭和34年法律第127号)による商標登録等著作物に関する自己の権利を新たに設定し、又は登録してはならない。

2 この告示による承認は、使用者が自己の商標や意匠とする等独占してデザインを使用する権利を付与するものではなく、かつ、使用者や製作物を市が推奨するものではない。

(責任の制限)

第10条 使用者がデザインの使用によって第三者に与えた損害又は損失について、市は損害賠償その他の法律上の責任を一切負わないものとする。

(その他)

第11条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、公表の日から施行する。

別図（第2条関係）

亀山城と花しょうぶ



まち並み・アスレ



様式第1号（第3条関係）

亀山市下水道用マンホール蓋の表面デザイン使用承認申請書

年 月 日

亀山市長 様

住所又は所在地

申請者氏名

（法人にあっては、名称及び代表者氏名）

電話番号

亀山市下水道用マンホール蓋の表面デザインの使用について、次のとおり申請します。

使用目的	
使用方法	
連絡責任者	住所 氏名 電話番号
使用期間	年 月 日から 年 月 日まで（最長2年間）
添付書類	1 使用に際しての企画書 2 申請者の概要を示すもの 3 その他市が提出を必要とした書類

様式第2号（第4条関係）

亀山市下水道用マンホール蓋の表面デザイン使用承認通知書

年 月 日

様

亀山市長

年 月 日付けで申請のあった亀山市下水道用マンホール蓋の表面デザインの使用について、次のとおり承認しましたので通知します。

承認年月日	承認番号
年 月 日	第 号

様式第3号（第4条関係）

亀山市下水道用マンホール蓋の表面デザイン使用不承認通知書

年 月 日

様

亀山市長

年 月 日付けで申請のあった亀山市下水道用マンホール蓋の表面デザインの使用については、次の理由により不承認となりましたので通知します。

理由

第 4 号様式（第 5 条関係）

亀山市下水道用マンホール蓋の表面デザイン使用承認変更申請書

年 月 日

亀山市長 様

住所又は所在地

申請者氏名

（法人にあっては、名称及び代表者氏名）

電話番号

亀山市下水道用マンホール蓋の表面デザインの使用（承認番号第 号）について、次のとおり変更したいので申請します。

	変更前	変更後
使用目的		
使用方法		
使用期間	年 月 日から 年 月 日まで	年 月 日から 年 月 日まで
連絡責任者	住所 氏名 電話番号	住所 氏名 電話番号

変更内容が確認できる資料等を添付してください。

第 5 号様式（第 6 条関係）

亀山市下水道用マンホール蓋の表面デザイン使用実績報告書

年 月 日

亀山市長 様

住所又は所在地

申請者氏名

（法人にあっては、名称及び代表者氏名）

電話番号

亀山市下水道用マンホール蓋の表面デザインの使用（承認番号第 号）について、次のとおり使用実績を報告します。

使用目的	
使用方法	
製作物	

製作物の完成品を 1 部（1 品）提出してください。製作物の提出が困難であるときは、その形状、寸法等が分かる写真を提出してください。